

ひろしまの森づくりキャラクター「モーリー」着ぐるみ貸出要領

1 目的等

この要領は、森林保全活動や環境緑化活動をはじめとする各種イベント等において、ひろしまの森づくりキャラクター「モーリー」を活用した積極的な広報活動を展開することにより、森林・林業に対する理解促進及び森づくり活動の活性化等に繋げることを目的として、ひろしまの森林づくりフォーラム（以下「貸出機関」という。）が所有する着ぐるみの貸出に関する必要な事項を定めるものである。

2 貸出品目・数

品 目	数 量
ひろしまの森づくりキャラクター「モーリー」着ぐるみ	1 体

3 貸出対象者

森林・林業に対する理解促進及び県民参加の森づくり活動を推進する団体等で、貸出機関が適当と認める者。

4 貸出方法

- (1) 着ぐるみの貸出は、貸出機関の使用を妨げない範囲において認めるものとする。
- (2) 着ぐるみの借受を希望する者（以下、「借受者」という。）は、貸出機関に使用予定を事前に確認の上、貸出申請書（別記様式第1号）を提出するものとする。
- (3) 貸出機関は、前項による申請が適当と認められるときは、借受者に対して貸し出すものとする。
なお、同一時期に複数の申請があった場合は先着順とする。
- (4) 借受者は、貸出機関が指示する場所において着ぐるみを直接受け取り、直接返却することを原則とする。
- (5) 止むを得ず業者等に運搬を依頼する場合には、これに要する費用は借受者の負担とする。

5 貸出期間

原則として7日間以内とし、使用後は速やかに返却する。

6 貸出料金

無料とする。

7 損害賠償

借受者の故意又は重大な過失により、着ぐるみが汚損又は破損した場合には、借受者はその修繕等にかかる費用を負担しなければならない。

8 その他

- (1) 借受者は、着ぐるみを使用して法令及び公序良俗に反する行為を行ってはならない。また、その誤解を招く恐れのある活動等も同様とする。
- (2) 借受者は、着ぐるみを使用して営利目的の活動を行ってはならない。また、その誤解を招く恐れのある活動等も同様とする。
- (3) 借受者は、着ぐるみを使用して、特定の個人、政党、宗教団体への支援等を行ってはならない。また、その誤解を招く恐れのある活動等も同様とする。
- (4) 借受者は、着ぐるみを第三者に転貸してはならない。

(5) 借受者は、着ぐるみの運搬・使用及び使用後の手入れ等について、次により取り扱わなければならない。

ア 運搬時

ロープで固定するなど、着ぐるみを圧迫する方法での運搬は行わないこと。（変形や損壊の原因となる。）

イ 着脱時

(ア) 着脱の際、着ぐるみが汚損等しないよう注意すること。

(イ) 着脱時は、関係者以外（特に子ども）の目に触れることのないよう細心の注意を払うこと。

ウ 活動時

(ア) 着ぐるみが汚損等しないよう細心の注意をもって取り扱うこと。

(イ) 屋外で使用する場合、天候不良のときは原則として使用を控えること。また、使用中に不良となった場合は、速やかに中止すること。

(ウ) 換気ファンを使用する場合に、乾電池の交換が必要なときは、借受者で用意すること。

(エ) 使用の際は、原則、常時補助者を付けること。また、急に振り向くなどの行動は避けるとともに、幼児等の転倒などにも十分注意し、事故発生の防止に細心の注意を払うこと。

(オ) 長時間使用する場合には適宜交代するなど、着用者の体調に配慮すること。

エ 使用後

(ア) 土砂等の汚れを拭き取り、風通しの良い場所で十分乾燥させてから返却すること。

(イ) 必要に応じて消臭スプレー等で消臭すること。

(ウ) 返却の際には、返却確認票（別紙様式第2号）にて着ぐるみの状態を確認し、汚損等があった場合には貸出機関へ報告すること。

(6) その他、この要領に定めのない事項は、貸出機関の指示に従うこと。

(附 則)

この要領は、平成24年10月2日から施行する。

(附 則)

この要領は、平成25年3月12日から施行する。

(様式第1号)

「モーリー」着ぐるみ貸出申請書

平成 年 月 日

ひろしまの森林づくりフォーラム会長 様

住 所
団 体 名
代表者職氏名

「モーリー」着ぐるみを次のとおり使用したいので、貸出を申請します。

1	使用日	年 月 日 ()
2	使用する行事等の名称	
3	使用場所	
4	行事等の内容	
	参加者数	約 人
5	使用目的	
6	条件等	貸出要領の規定に従う
7	貸出を希望する期間	年 月 日 () ~ 年 月 日 ()

(担当者)

所 属	
職・氏名	
連絡先電話番号	

【提出先】

ひろしまの森林づくりフォーラム事務局

〒730-8511 広島市中区基町 10-52 広島県農林水産局森林保全課内

電話：082-513-3694 FAX:082-223-3583

メールアドレス：noushinrin@pref.hiroshima.lg.jp

※ 貸出を希望される場合は、使用予定について、事前に事務局へ確認してください。
また、貸出要領に規定する条件等をご承諾いただいた上で、申請書を提出してください。

